

国際医療福祉大学利益相反マネジメントポリシー

平成 22 年 4 月 1 日
国際医療福祉大学

1. 目的

産学官連携の推進により研究成果を社会に還元し、保健・医療・福祉に貢献することは、国際医療福祉大学（以下「本学」という。）の重要な使命の一つである。

このような産学官連携の取組みの中で、本学及び本学の常勤の教員（以下「教員」という。）が企業等から受ける利益と、公平・公正であるべき大学の社会的責任（社会的利益）とが両立しない利益相反の状況、あるいは社会に対して疑念を抱かせる状況が生じる可能性がある。

この認識の下に、本学が産学連携を積極的に推進するとともに、利益相反を未然に防ぎ、社会一般から研究活動の妥当性に疑念を抱かれることがないように、利益相反に関する適切な管理を行うことを目的として本ポリシーを制定する。

2. 定義

利益相反を次のとおり定義し、本ポリシーでは、特段の断りがない限り利益相反とは狭義の利益相反をいう。

（1）広義の利益相反

「狭義の利益相反」、「責務相反」の双方を含む概念

（2）狭義の利益相反

1）個人としての利益相反

教員が個人として得る利益と教員の大学における責任とが相反している状態

2）大学（組織）としての利益相反

大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任とが相反している状態

（3）責務相反

兼業等により個人の大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

3. 利益相反に関する基本姿勢

（1）教員は、産学連携活動において本学の定める「研究活動に関する行動規範」を遵守し、利益相反に十分な注意を払う。

（2）教員が、教育、研究、診療等の責務を十分に果たしながら、産学官連携等の社会貢献活動を積極的に推進できるよう、本学は、管理体制及び規程等を整備して利益相反マネジメントを実施し、社会一般から利益相反に関して疑念を抱かれることがないようにする。

（3）大学は、個人情報の保護に十分注意した上で利益相反に関する情報を公開する。

4. 規程等の制定と管理体制

（1）規程等の制定

本ポリシーに従い、「国際医療福祉大学利益相反管理規程」及び「同実施細則」を定める。

（2）管理体制

学長の下に「利益相反管理委員会」を設置し、倫理審査委員会等と連携しながら、利益相反マネジメントを実施する。